

## 週休2日工事特記仕様書

項 目	特記事項
「週休2日工事」 の実施について	<p>本工事は、発注者が週休2日に取り組むことを指定する週休2日工事（発注者指定方式）の対象工事であり、実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、別に定める「岡山県営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施するものとする。</p> <p>1 定義</p> <p>(1) 週休2日の考え方は以下のとおりである。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）において、原則として土曜日及び日曜日を指定し、週ごとに2日以上現場閉所（現場休息）を行うことをいう。ただし、対象期間において日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行うこととする。また、現場閉所（現場休息）を土曜日及び日曜日としない場合には、受発注者間の協議により変更できるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%以上の水準であることをいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行うこととする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行うことをいう。</p> <p>(2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。</p> <p>(3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。</p> <p>(4) 「現場休息」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。</p> <p>2 実施方法</p> <p>(1) 受注者は、工事着手前に、週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した「休日等取得計画表」（以下「計画表」という。）を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。</p> <p>(2) 受注者は、工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、そ</p>

の都度、計画表を提出するものとする。

(3) 受注者は、施設管理者の承諾を前提に週休2日工事である旨を工事看板・仮囲い等で現場に掲示するものとする。

(4) 受注者は、計画表に現場閉所（現場休息）の実績を記入し、毎月初めに前月分に係る状況を監督員に提出しなければならない。

### 3 設計変更

(1) 監督職員は、受注者が作成する計画表等により、対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。

(2) 1 (1) イを前提に補正係数 1.02 により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において1 (1) アを達成した場合は、補正係数 1.01 により現場管理費を補正し増額変更し、1 (1) イを達成することができなかった場合は、補正係数による労務費補正分を減額変更する。

### 4 履行証明書

週休2日工事を実施して、1 (1) のいずれかを達成し、しゅん功検査に合格した受注者に対しては、週休2日工事履行証明書を発行する。

### 5 アンケート調査

受注者は、週休2日工事の実施について、発注者が依頼した場合にはアンケート調査に協力するものとする。

### 6 その他

「岡山県営繕工事における週休2日工事实施要領」及び計画表などの参考資料については、岡山県土木部都市局建築営繕課ホームページを参照するものとする。